

新潟県および上越市における災害救助関係例規

下山 憲 治

新潟県および同県内の市町村では、災害救助法による救助が実施されない場合を想定して、災害救助条例を制定している。多くの他の都道府県および市町村では、災害対策基本法に基づく地域防災計画に従って、公共事務としての災害救助を実施することとなっており、この種の条例を制定しているものは極めてまれである。そのため、資料として同県および上越市における災害救助関係例規および災害救助関係主要通知を掲載する（なお、筆者が調査を実施した1996年8月9日現在で掲載している。また、紙面の都合上附則はすべて省略した。）。災害救助法等に基づく救助にかんし、その災害救助システムの概要は、本誌掲載の拙稿「災害救助システムの法的分析」を参照していただきたい。

また、上越市は、1995年7月に比較的大規模な水害に見舞われた際よせられた災害義援金を市の基金に組み込み、今後の災害救助に役立てるため、上越市災害対策基金条例を制定している。長崎県・島原市では、雲仙普賢岳噴火災害の際によせられた災害義援金を原資に財団法人を設立し、噴火による被災者の復興策に役立てている。また、北海道南西沖地震および津波等により被災した奥尻町では、災害義援金を原資に奥尻町南西沖地震災害復興基金条例を制定し、当該災害による被災者の生活再建・復興策に当てている。この一連の災害対策の中で、直接被災者のために用いるのではなく、今後の災害対策のために災害義援金を原資にする上越市災害対策基金条例および関係要綱も、災害応急対策を考察する上で、貴重な資料となるから、同時に掲載する。

I 新潟県における災害救助関係例規等

- ①新潟県災害救助条例
- ②新潟県災害救助条例施行規則
- ③災害救助実施要領
- ④災害救助法に基づく応急仮設住宅の管理及び処分要領
- ⑤新潟県災害救助条例による救助の実施について

II 上越市における災害救助関係例規等

- ①上越市災害救助条例
- ②上越市災害対策基金条例
- ③上越市災害対策基金条例の運用取扱要綱

I 新潟県における災害救助関係例規等

①新潟県災害救助条例（昭和39年9月29日新潟県条例第77号）

（目的）

第1条 この条例は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）が適用されない災害に際して、市町村が応急的に必要な救助を行なう場合に、県がその費用の一部を負担することによって、被災者の保護を図ることを目的とする。

（救助の実施要件）

第2条 この条例により県が費用の一部を負担する救助（以下「救助」という。）は、次に定める程度の災害が発生した市町村の区域内におけるものとする。

- (1) 当該市町村の区域内の人口に応じてそれぞれ次の表に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯数
5,000人未満	10
5,000人以上 10,000人未満	15
10,000人以上 20,000人未満	20
20,000人以上 30,000人未満	25
30,000人以上 50,000人未満	30
50,000人以上100,000人未満	40
100,000人以上300,000人未満	50
300,000人以上	75

(2) 知事が特に必要と認めた場合

(救助の種類等)

第3条 救助の種類は、次のとおりとする。

- (1) たき出しその他による食品の給与
- (2) 被服、寝具その他生活必需品の給与
- (3) 応急仮設住宅の設置
- (4) 災害にかかった住宅の応急修理
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 知事が特に必要と認めた場合においては、救助を要する者に対する金銭の支給

2 前項第3号及び第4号の救助は、生活困窮者を対象として行なうものとする。

(救助についての協議)

第4条 市町村が救助を行なう場合には、その種類及び内容について、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

(費用負担)

第5条 県は、市町村が第2条及び第3条に該当する救助に要した費用が地方税法（昭和25年法律第226号）に定める当該市町村の普通税（法定外普通税を除く。以下同じ。）について同法第1条第1項第5号にいう標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。）をもって算定した当該年度の収入見込額（以下この条において「収入見込額」という。）の100分の2以下であるときにあっては当該救助に要した額についてその100分の80を負担するものとし、収入見込額の100分の2をこえるときにあっては次の区分に従って負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法（昭和25年法律211号）第14条の定めるところによるものとする。

- (1) 収入見込額の100分の2以下の部分については、その額の100分の80
- (2) 収入見込額の100分の2をこえ100分の4以下の部分については、その額の100分の90
- (3) 収入見込額の100分の4をこえる部分については、その額の100分の100

第6条 県は、市町村が条例又は規則を設け、災害に際して応急的に必要な救助を行なった場合は、その被害が第2条の規定による規模に達しない場合又はその救助が第3条の規定による種類以外のものであっても、救助の種類及び程度について法及び法の規定に基づく命令に定める範囲内において行なわれたときには、その救助に要した費用の100分の50を負担することができる。この場合において、第3条第1項第3号及び第4号並びに法第23条第1項第7号及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第9条第2号の救助については、生活困窮者を対象として行なわれた場合に限るものとする。

(知事への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、救助に関し必要な事項は、知事が定める。

②新潟県災害救助条例施行規則（昭和39年12月29日新潟県規則第100号）

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県災害救助条例（昭和39年新潟県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害報告)

第2条 市町村長は、災害に際し、当該市町村における災害が、条例第2条第1号に該当し、又は該当する見

込みであり、条例に規定する県の負担を必要とするときは、直ちに次の各号に掲げる事項について、知事に報告しなければならない。

- (1) 災害発生の日時及び場所又は地域
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) すでに行なった救助の措置及び行なおうとする措置
- (4) その他必要な事項

2 前項の災害報告は、市町村が、条例第6条の規定に該当する救助を行なった場合について準用する。

(滅失世帯の算定)

第3条 条例第2条第1号に定める住家が滅失した世帯数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼した等著しく損壊した世帯は2世帯をもって、また住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一の世帯とみなす。

(救助実施要件の特例)

第4条 条例第2条第2号に規定する知事が特に必要と認める災害とは、同条第1号の被害の程度に達しないが、当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合とする。

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 条例第3条に規定する救助を行なう場合の救助の程度、方法及び期間は、別表のとおりとする。

(救助についての協議)

第6条 市町村長は、条例第4条の規定により、救助について、知事に対して協議をする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもってしなければならない。

- (1) 救助の種類
- (2) 救助の程度、方法及び期間
- (3) 救助費用の見込額
- (4) 前各号に掲げるもののほか、救助について必要な事項

(条例適用通知)

第7条 知事は、市町村長から条例第4条に規定する協議があった場合において、その救助が条例に規定する救助の範囲内であると認めるときは、当該市町村長に対し、条例の適用について通知するものとする。

(救助完了報告)

第8条 市町村長は、条例第3条第1項及び第6条の救助が完了したときには、別記第1号様式による災害救助完了報告書を知事に提出しなければならない。

(救助費負担金の交付申請)

第9条 市町村長は、条例第5条及び第6条の規定による救助に要した費用の負担金の交付を受けようとするときは、別記第2号様式による災害救助費負担金交付申請書を知事に提出しなければならない。

別表（第5条関係） 救助の程度、方法及び期間

第1 たき出しその他による食品の給与

- (1) たき出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故者宅等に避難する必要のある者に対して行なう。
- (2) たき出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、1人1日860円以内とする。
- (3) たき出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害にかかった者が一時縁故者宅等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

第2 被服、寝具その他生活必需品の給与

- (1) 被服、寝具その他の生活必需品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、生活上必要な家財を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行なう。
- (2) 被服、寝具その他生活必需品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をも

って行なう。

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与のため支出できる費用は、季別（災害発生の日をもって決定する。）及び世帯区分により、次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上
	夏季	4月から 9月まで	16,800円	21,500円	31,700円	38,000円	48,200円
冬季	10月から 3月まで	27,700円	35,800円	49,900円	58,500円	73,400円	73,400円に5人を超える1人ごとに10,000円を加算した額

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上
	夏季	4月から 9月まで	5,500円	7,400円	11,200円	13,500円	17,300円
冬季	10月から 3月まで	8,800円	11,700円	16,600円	19,700円	24,900円	24,900円に5人を超える1人ごとに3,200円を加算した額

- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

第3 応急仮設住宅の設置

- (1) 応急仮設住宅は、住宅が全焼、全壊又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では、住宅を得ることができないものを収容する。
- (2) 応急仮設住宅の設置戸数は、住家が全焼、全壊又は流失した世帯の3割の範囲内とする。
- (3) 応急仮設住宅の1戸あたりの規模は、26.4平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、1,447,000円以内とする。
- (4) 応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。

第4 災害にかかった住宅の応急修理

- (1) 住宅の応急修理は、災害のため住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない者に対して行なう。
- (2) 住宅の応急修理の対象数は、住家が半焼又は半壊した世帯の数の3割の範囲内とする。
- (3) 住宅の応急修理の規模は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり308,000円以内とする。
- (4) 住宅の応急修理は、現物をもって行なうものとする。
- (5) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。

第5 災害にかかった者の救出

- (1) 災害にかかった者の救出は、災害のため現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行なう。
- (2) 災害にかかった者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 災害にかかった者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。

第6 知事が特に必要と認めた場合において救助を要する者に対する金銭の支給

- (1) 救助を要する者に対する金銭の支給は、真にやむを得ない事情がある場合で、かつ金銭の支給によって救助の実効を期し得ると認められる場合に限り行なうことができるものとする。
- (2) 金銭の支給は次に掲げる救助に限り、現物の給与に代えて行なうものとし、その対象となる者は、第2の第1号に該当する者及び第4の第1号に該当する者で、第4の第2号の範囲内に含まれる者とする。
 - ア 被服、寝具その他生活必需品の給与
 - イ 災害にかかった住宅の応急修理
- (3) 金銭の支給は、前号のアイの救助ごとに、第2の第3号及び第4の第3号に定めるそれぞれの支出できる費用の合計額の範囲内とする。
- (4) 金銭の支給を実施できる期間は、災害発生後10日以内とする。

③災害救助実施要領（昭和41年1月20日消第90号・新潟県総務部長通達）

災害救助法による災害救助については、関係法令及び新潟県災害救助法施行細則によるほかこの要領によって取扱うものとする。

第1 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）による救助の実施の要件に関する事項

法第2条及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第1条に定める救助の実施要件については、次の点に留意するものとする。

1 災害の認定

(1) 令第1条第1項第1号及び第2号による災害

ア 法の適用は、市町村を単位として指定（公示）するものとする。

イ 災害は、原則として同一原因によるものを単位とする。ただし、同時又は相接近して異なる原因による災害が発生した場合、必要があると認められるときは、これらの災害を一つの災害とみなして認定してさじつかえないものとする。

ウ 法の適用の基礎となる県及び市町村の人口は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第254条、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第176条及び第177条に規定する人口によるものとする。

(2) 令第1条第1項第3号及び第4号による災害

ア 令第1条第1項第3号及び第4号に定める災害に該当すると認められる災害につき救助を実施するときは、事前に知事が厚生大臣に協議するものとする。

なお、法の適用にあたっては、災害の発生した区域を管轄する市町村ごとに指定して行うものとする。

イ 令第1条第1項第3号の「災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合」とは、次のような場合とする。

(ア)被害地域が他の部落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品の補給がきわめて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法等を必要とする場合

(イ)有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助がきわめて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合

ウ 令第1条第1項第4号の「多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合」とは、次のような場合とする。

(ア)紫雲丸事件等船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合

(イ)交通路の途絶のため多数の登山者等が放置されれば飢餓状態に陥る場合

(ウ)火山爆発又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

(エ)群集の雑踏により多数の者が死傷した場合

2 被害の認定

被害の認定は、法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施にあたりその種類並びに程度、方法及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるから、特に次の点に留意のうえ迅速、かつ適正に行うものとする。

(1) 住家及び世帯の単位

ア 住家

現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。

イ 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 被害の判定基準

ア 全壊、全焼、流出

住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。

イ 半壊、半焼

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のものまたは、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。

ウ 床上浸水

ア、イに該当しない場合であって浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものとする。

エ 死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。

オ 行方不明者

当該災害が原因で行方不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。

カ 重傷者、軽傷者

災害のため負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治癒できる見込みの者とする。

第2 災害報告に関する事項

市町村長は、市町村における災害が令第1条第1項各号のいずれかに該当し、又該当する見込みであるときは、次により知事に報告するものとする。

1 災害報告の責任の明確化

市町村においては、災害状況等の報告（以下「災害報告」という。）の適確性を期するため、災害報告主任及び災害報告副任を定めること。

2 災害報告の種類及びその方法

(1) 発生報告

市町村に発生した災害が令第1条第1項各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときに直ちに電話又は電報により行うものとし、その内容は次のとおりとする。

ア 災害発生の日時及び場所

イ 災害の原因及び被害の概況

ウ 被害状況調べ（別記第1号様式）

エ 既にとった救助措置及びとろうとする措置

オ その他必要事項

(2) 中間報告

発生報告に係る災害について被害状況等がおおむね確定するまで、その被害状況を掌握した範囲においてその都度行うものとし、法の適用後は法による救助の完了まで1日1回の定時報告（別記第2号様式）とする。

その内容は、発生報告の内容のほか次のとおりとする。

ア 救助費の概算額

イ その他必要事項

(3) 完了報告

災害救助法施行細則（昭和22年新潟県規則第30号。以下「細則」という。）第18条による完了報告は、救助の完了後1月以内に次の事項を文書により行うこと。

ただし、ウの(イ)、(ウ)及びエについては、指示された市町村のみとする。

ア 災害発生の日時

イ 災害の原因

ウ 被害の概況

(ア)被害状況調（別記第1号様式）

(イ)地域ごと被災状況表（別記第3号様式）

(ウ)被害状況図

市町村地図に各地域の被害状況、主なる橋りょう、河川の被害及び水道被害等救助事項と関係のあるものをわかりやすく書き入れたもの

エ 救助の実施状況一覧表（別記第4号様式）

オ 救助に要した経費

(ア)救助費調書（別記第5号様式）

(イ)救助台帳（別記第9号～第32号様式）の写し

(ウ)救助費の予算措置の概況

第3 救助の職権委任に関する事項

法第30条により知事が市町村長に対して行う救助の実施に関する職権の一部委任については、次によるものとする。

- 1 災害時において最も緊急を要する救助並びに市町村長が実施することが適当な救助については、細則により市町村長に事前に委任されているので、市町村長はその実施について次の第4により遣らうのないようにすること。
- 2 知事は、細則第17条による委任事項外の救助についても必要を認めた場合は、市町村長に委任するものとする。

第4 市町村の救助事務取扱いに関する事項

市町村長は、知事の実施する救助事務に積極的に協力することはもちろん、職権の一部委任を受けた救助については自ら実施することになっているが、この場合は次に留意するものとする。

1 被災者台帳の作成

災害が発生したときは、市町村長はすみやかに被害状況を調査し、被災者台帳（別記第6号様式）を整備すること。被災者台帳は、救助の基本となるものであるから戸籍（住民登録）係等と連絡し、正確を期すること。

2 被災証明書の発行

市町村長は、災害による被災証明書（別記第7号様式）の発行の必要があるときは、次により行うこと。

- (1) 被害状況が確認できないときは、とりあえず本人の申告により仮被災証明書を発行する。
- (2) 被災者の被災状況を調査し、被災者台帳が整備されたときは、仮被災証明書を発行したものについては、被災証明に切り替えて発行する。

3 法適用前の市町村長の救助について

災害の事態が急迫した場合は、市町村長は単独の救助として直ちに着手するとともにその状況を知事に報告すること。実施した応急救助は、法が適用された場合は法に基づく救助として取扱うものとする。

4 市町村長に権限が委任された救助事務について

細則第17条第1項各号に掲げる救助については、救助の迅速を要することから事前委任されたものであるから、市町村長は救助の万全を期するため事前に次の措置を講ずること。

(1) 救助計画の樹立

市町村長は、委任された救助の実施方法、期間等の救助計画を災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による市町村地域防災計画に規定すること。

(2) 救助組織の確立

災害対策基本法による防災組織の一環として災害救助の組織を確立するとともに、市町村職員に対し周知徹底を図り、災害時における救助の迅速を期すること。

(3) 市町村長のみで実施が困難な場合の取扱いについて

市町村長は、委任された救助の実施に当たって市町村長のみで実施することが困難な場合は、知事に次の事項をとりあえず口頭、電信又は電話等により連絡し、事後に文書により処理するものとする。

- ア 市町村長のみで実施することが困難な救助の種類
- イ 必要とする職種別人員
- ウ 必要な期間
- エ 必要な場所
- オ 必要な機械器具及び資材の品名並びに数量等
- カ その他必要な事項

新潟県の作業隊が出勤した場合、その作業の指揮は原則として作業隊の長が行なう。又その救助作業を遂行するに要した経費は、直接新潟県で支払うものとする。

- 5 知事の実施する救助の補助について
市町村長は、委任を受けない救助事項についても知事の補助機関として救助作業に当たるものとする。
- 6 市町村長の実施した救助に要した経費について
前述の4及び5により市町村長が実施した救助に要した経費については、法第44条に基づき市町村長は一時繰替支弁をするものとし、後日知事が精算するものとする。
この繰替支弁費の範囲及びその精算方法等については、別に定めるところにより行うものとする。

第5 救助の程度、方法及び期間に関する事項

救助の程度、方法及び期間については、細則の別表「救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償」に定めるところによるが、その実施に当たっては次の点に留意するものとする。

1 救助の実施時期

法による救助は、一般的には災害発生の日に開始されることとなるが、雪又は長雨等で被害が漸増し一定日時を経た後、初めて法の適用基準に達した場合は、法の適用基準に達し、現に救助を必要とする状態になった日をもって災害発生の日とみなすものとする。

2 救助の種類別留意事項

(1) 収容施設の供与

ア 避難所

(ア)市町村長は、災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのあるものが生じて避難所を設置するときは被災地に近く集団的に収容できる学校、公民館、寺院、神社その他公共的建物を利用して避難所とすることを原則とし、この場合には安全を第一とし、その上炊き出し施設その他の条件を考慮し、適切なものから順次指定するものとする。

災害の様相が深刻で当該市町村内に避難所を設置することができない場合には当該市町村長は、知事及び関係市町村長と協議し、隣接市町村の建物又は土地を借り上げて避難所を設置するものとする。

(イ)避難所設置のため支出できる費用の限度は、市町村ごとにそれぞれ細則の別表に示された1人1日当たりの限度額の範囲内とする。

なお、避難所を閉鎖した場合における残存資材等は換価処分をし、当該収入金額を避難所設置の費用から控除するものとする。

(ウ)市町村長は、各避難所ごとに責任者を定めて、避難所の維持管理と収容者の保護に当たらせるものとする。

イ 応急仮設住宅

(ア)応急仮設住宅は、所定の設計書に基づいて知事が直接又は建築業者に請け負わせて設置する。ただし、知事が市町村長に当該救助の実施を委任した場合は、市町村長が直接又は建築業者に請け負わせて設置するものとする。

(イ)建設敷地の確保は、原則として当該市町村が行うものとする。この場合、私有地については後日問題が起らないよう所有者等と十分協議のうえ決定すること。

(ウ)市町村長は、次のa及びbに適合する対象者から民生委員その他関係者の意見を聴取して入居予定者を選定し、設置基準戸数に留意し実施するものとする。

a 住家が全焼、全壊、流失した世帯であること。

b 自力では住居を建築又は確保できない世帯であること。

(エ)知事は、応急仮設住宅の管理を市町村長に委託するものとし、委託契約は工事完了の日からとする。

(オ)市町村長は、入居予定者が応急仮設住宅に入居したときは「応急仮設住宅設置費」(別記第10号様

式)を作成し、知事に提出するものとする。

(カ)市町村長は、応急仮設住宅がその目的を達したときは直ちに知事に報告するものとする。この場合、知事は別に定める応急仮設住宅処分要領により処分をすみやかに行うものとする。

(キ)応急仮設住宅設置のため支出できる費用には、原材料費、労務費、附帯工事費、輸送費及び建築事務費等一切の経費を含むものとする。

従って、大工、左官等の建築工事関係者を法第24条の規定による従事命令によって従事させた場合においては、これらの従事者の実費弁償の額については限度額に含まれるものとする。

(2) 炊き出しその他による食品の給与

ア 一時縁故先等に避難する被災者に支給する食糧品の支給は、床上浸水以上の被害を受けたもので、食糧品をそう失し持合せのないものに限る。

なお、炊き出しと食品を重複して支給することはできない。

イ 市町村長は、奉仕団等の協力により給食施設等を有する既存の施設を利用して炊き出し等を行うものとする。

なお、既存の施設を利用して直接実施することが困難な場合は、米飯業者等に注文して実施することが実情に即すると認められた場合に限り、炊き出しの基準等を示して業者から購入し実施する。

ウ 市町村長は、各炊き出し場所ごとに責任者を定めて炊き出しを実施させるものとする。この場合、特に衛生管理には留意させること。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食費、副食費、燃料費のほか器物等の使用謝金、消耗器材費その他の雑費とし、備品類に要する費用の支出は認められないものとする。

オ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用の限度は、市町村ごとに限度額の範囲内とするものとする。この場合、1日とは3食をもって計算するものとする。

(3) 飲料水の供給

ア 市町村長は、災害のため飲料に適する水がない場合に、次の方法により飲料水を供給するものとする。

(ア)飲料水の供給は、ろ水器等による浄水の供給及び飲用水中に直接投入する浄水剤の交付により実施する。

(イ)飲料水は、被災地に近い水源から給水車又は容器により運搬して供給する。

イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用の限度は、おおむね1人当たり3ℓを供給するのに必要な範囲の額とする。

ウ 市町村長は、各給水場所ごとに責任者を定めて給水を実施するものとする。

(4) 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与

ア 市町村長は、費用の限度額が住家の全壊、半壊及び世帯構成員別に異なるので十分に留意するものとする。

イ 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与に当たって、被災者の世帯を構成する人員数は、死者を除き災害発生の日における世帯構成員数を基礎とする。

ウ 各被災者に対する物資の割当て及び支給は、市町村長が行うものとする。

市町村長は、物資支給について責任者を定め、直接の支給所には職員を配して適確な配分をさせるものとする。

(5) 医療及び助産

ア 法による医療及び助産は、知事が救護班を現地に派遣して実施するものとする。

この場合救護班の派遣順は、次によるものとする。

① 県立病院及び県立保健所救護班 ② 日赤救護班 ③ 公的病院救護班

④ 私的医療機関による救護班

ただし、救護班が現地に到着するまでの間に必要がある場合は、市町村長が実施するものとする。

イ 救護班による救護ができないもの、又は救護班による救護が適当でない者については病院又は診療所において救護を行うものとする。この場合において病院又は診療所は、原則として救護班の発行する入院指示書又は市町村長の発行する証明書により救護を行うものとする。

ウ 医療及び助産の救助を実施した機関は、それぞれ所要の諸記録を整備保管するものとする。

(6) 災害にかかった者の救出

救出を要する状態が発生したときは、市町村長は消防団（水防団）等を主体として救出班を編成し、必要に応じて機械器具を借り上げる等実情に即した救助を実施するものとする。

(7) 災害にかかった住宅の応急修理

ア 住宅の応急修理は、知事が建設業者等に請負わせて修理するものとする。ただし、知事が当該救助の実施を市町村長に委任した場合は、市町村長が直接又は建設業者に請負わせて修理するものとする。

イ 市町村長は、次の(ア)及び(イ)に適合する対象者から民生委員その他関係者の意見を聴取して住宅の応急修理予定者を選定し、実施に当たっては修理対象基準数に留意するものとする。

(ア)住家が半壊又は半焼し、そのままではさしあたって日常生活を営むことができない世帯であること。

(イ)自力では住宅の応急修理ができない世帯であること。

ウ 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に必要な欠くことのできない部分の応急的修理に限るものとする。

エ 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費、輸送費及び修理事務費等一切の経費を含むものであること。

オ 同一住宅（一戸）に二世帯以上の世帯が居住している場合における住宅の応急修理は、一世帯当たりの限度額の範囲内とする。

(8) 生業に必要な資金の貸与

ア 生業に必要な資金を貸与する場合において、細則の別表に示されているほか貸与できる者の範囲を次に掲げるものとし、貸与の条件として、連帯保証人一人以上をたてさせるものとする。

(ア)小資本で生業を営もうとする者

(イ)蓄積資本を有しない者

(ウ)家族労働によって生業を維持している程度の者

イ 国庫負担の対象となった生業資金の貸与に伴う償還金の取扱いについては、その全額を災害救助基金に繰入れるものとする。

(9) 学用品の給与

ア 学用品の給与は、市町村長が実施するものとする。

なお、市町村長は、実際の支給事務を教育委員会又は学校長に実施させることはさしつかえないが、学用品給与の事務全般を委任してはならない。

イ 小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。以下同じ。）の判定の時点は、災害発生の日とする。ただし、災害が入進学時における場合にあっては、個々の実情に応じ、小学校児童又は中学校生徒に準じて取り扱ってさしつかえないものとする。

ウ 細則別表の教科書の範囲に示されている教科書以外の教材とは、当該学校において、有効適切なものとして使用している教科書に準ずるもの又はワークブック等に類するもので辞書、図鑑等の類は、含まれないものとする。

なお、学校法人の設置する学校において使用している教材については、公立学校の例によるものとする。

エ 同一品目で価格の異なる場合は、平均価格をもって精算してもさしつかえないものとする。

(10) 埋葬

ア 埋葬は、市町村長が直接土葬若しくは火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行なうものとする。

イ 埋葬は次の場合に行なうものとする。

(ア)災害の混乱時に死亡した者であること。（災害発生前の死亡者で葬祭が終っていないものを含む。）

(イ)災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合であること。

a 緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも埋葬を行うことが困難であること。

b 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であること。

c 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず棺、骨つぼが入手できないこと。

d 埋葬すべき遺族がいなく、又はいても老令者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であること。

- ウ 法による救助の適用された市町村以外の市町村の地域に漂着した死体が、当該災害によるものであると推定できる場合は、漂着した地域の市町村長は、直ちに救助の適用市町村長に連絡して関係者に死体を引き取らせるものとする。死体を引き取る暇のない場合又は死体の身許が判明しないときは、漂着地の市町村長は、知事に死体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、その指示により漂着地の市町村長が埋葬又は死体の処理を行うものとする。
- エ 法による救助の適用市町村以外の市町村の地域に漂着した死体が、当該災害によるものであると推定できないときにおいては、当該市町村長が行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の定めるところにしたがって、その死体を措置するものであるが、措置した後においてその死体の漂着が当該災害によるものであると判明した時期が、当該救助の実施期間内であるときに限り法による救助の実施とみなして取り扱うものとし、それに要した費用については知事が支弁する。
- オ 細則の別表に示す埋葬のため支出できる費用の大人とは満12才以上の者をいうものとする。
- (11) 死体の搜索
死体の搜索は、市町村が消防団（水防団）、奉仕団等の協力により又は人夫を雇い上げて搜索班を編成し、関係警察機関と連絡をとって実施するものとする。
- (12) 死体の処理
ア 死体の処理は、市町村長が実施するものとする。
イ 法による救助の適用された市町村以外の市町村の地域に漂着した死体の処理に関しては、(10)埋葬のウ及びエに準じて実施するものとする。
- (13) 障害物の除去
ア 障害物の除去は、市町村長が人夫あるいは技術者を動員し、機械器具を借り上げて実施するものとする。
イ 市町村長は、次の(ア)及び(イ)に適合する対象者から民生委員その他関係者の意見を聴取して障害物除去予定者を選定し、実施に当たっては、対象基準数に留意するものとする。
(ア)住家が半壊又は床上浸水の被害を受け土石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ、日常生活に著しい障害をきたしている世帯であること。
(イ)自力では障害物の除去ができない世帯であること。
ウ 障害物の除去は、居室や炊事場や便所等のように生活上欠くことのできない場所の応急的な除去に限るものとする。
エ 同一住家（一戸）に二以上の世帯が居住している場合における障害物の除去は、一世帯当たりの限度額の範囲内とする。
- (14) 応急救助のための輸送及び人夫雇上げ
ア 応急救助のための輸送費として支出できる範囲は、次の場合とする。
(ア)被災者の避難
市町村長、警察官等避難指示者の指示に基づき、被災者を避難させるための輸送及び被災者を誘導するための人員、資材等の輸送
(イ)医療及び助産
重傷患者等の病院、産院又は仮設診療所への輸送又は救護班関係者の輸送等
(ウ)災害にかかった者の救出
救出された被災者の輸送と救出のための必要な人員、資材の輸送
(エ)飲料水の供給
飲料水の直接輸送と飲料水を確保するための必要な人員、ろ水器、その他飲料水の供給に必要な機械器具資材等の輸送
(オ)死体の搜索
死体の搜索のため必要な人員及び資材等の輸送
(カ)死体の処理
死体の処理のための救護班の衛生資材等及び死体を移送させるための人員又は死体の輸送
(キ)救済用物資の整理配分
救済用物資（法による被服・寝具その他生活必需品、学用品、炊き出し用食糧及び医薬品、衛生材

料のほか義援物資等被災者の応急救助のため使用される一切の物資を含むものとする。)の整理配分のための輸送

イ 応急救助のための人夫雇上げ費として支出できる範囲は、次の場合とする。

(ア)被災者の避難

避難を命じた市町村長等が被災者の避難のために雇上げた人夫に限るものとし、主として避難者を誘導する人夫

(イ)医療及び助産

救護班では処理できない重傷患者又は救護班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者等の病院診療所への輸送又は、救護班関係者の輸送に雇上げた人夫

(ウ)災害にかかった者の救出

被災者を救出するために雇上げた人夫と、その救出に要する機械器具その他の資材を操作し又はあと始末するために雇上げた人夫

(エ)飲料水の供給

飲料水を供給するために要する人夫、又は飲料水を供給するための機械器具の運搬操作等に要する人夫及び飲料水を浄水するための薬剤等の配布に要する人夫

(オ)死体の捜索

死体を捜索する行為そのものに必要な人夫とその捜索に要する機械器具その他の資材を操作し、又はあと始末する人夫

(カ)死体の処理

体の洗浄、消毒等の処置又は仮安置所まで輸送するに要する人夫

(キ)救済用物資の整理配分

救済用物資の整理、輸送及び配分に要する人夫

ウ 応急救助のため支出できる輸送費の内容は、輸送契約による場合の輸送費のほか、借上費、燃料費、修繕費及び消耗器材費とする。

エ 輸送業者による輸送又は車両等の借上げは、その地域における慣行料金(運輸省認可の料金以内)とし、自家用車等の借上げについては借上げ謝金(運転手手当等)として輸送業者に支払う料金の範囲内(おおむね8割程度以内)で各実施機関が所有者と協議して定めるものとする。

ただし、官公署その他公的性質を持った団体等の所有する自動車・船舶等の借上げは原則として使用貸借とし、燃料費、修繕費又は運転手の賃金の負担程度とする。

3 救助の方法

救助は、特に金銭支給が認められている場合を除き現物をもって行うものとする。

第6 救助事務の処理方法に関する事項

1 救助実施記録日計票

救助実施記録日計票(以下「記録日計票」という。)(第8号様式)は、各救助に共通する事項を統一し、とじ込み伝票式(規格はB5判程度)の2部複写式とすること。

なお、救助の実施に関する職権の一部が委任されている場合と、委任されていない場合とに区分して作成すること。

2 報告

(1) 各責任者は記入した記録日計票のうち、一部を班長に提出するとともに一部を控として保管しておくこと。

ただし、災害のため交通が途絶して部落が隔絶又は孤立したような場合においては、とりあえず次に示す事項を電話又は電報等の方法により報告し、後日その間の記録日計票を整理のうえ一括提出してさしつかえないこと。

救助の種類	報告事項
避難所の設置	箇所数, 収容人員
応急仮設住宅の供与	設置(希望)戸数
炊き出しその他による食品の給与	箇所数, 給食数, 給食人員
飲料水の供給	対象人員
被服・寝具その他生活必需品	主たる品目別給与点数及び給与世帯数
医療及び助産	班数, 医療機関数, 患者数, 分べん者数
災害にかかった者の救出	救出人員, 行方不明者数
災害にかかった住宅の応急修理	対象世帯数
生業資金の貸与	対象者数
学用品の給与	小学, 中学別対象者数及び給与点数
埋葬	埋葬数
死体の捜索及び処理	死体処理数
障害物の除去	対象者数

- (2) 各班長は、提出された記録日計票又は報告事項をとりまとめその結果を総務を担当する班長へ報告すること。

この場合の報告内容は「第9 救助事務の処理に必要な帳簿諸式に関する事項」に定める事項のうち判明しているものとする。

- (3) 市町村災害対策本部の総務を担当する班長は、各班長からの報告を救助の種類別に整理し、職権の一部が委任されている救助の実施状況を掌握するとともに、その日の分をとりまとめ県消防防災課へ報告すること。
- (4) 救助の実施に関する職権の一部を委任していない場合については、現地に派遣された県災害救助事務担当者が責任者として記録日計票を作成することとなるが、その後の報告要領は前記(1)及び(2)に準ずるものとする。

3 送付書類等の整備

被服・寝具その他生活必需品の物資等で配付段階が例えば都道府県一福祉事務所一市町村等のように中間段階がある場合には、それぞれの段階で当該物資にかかる送付書及び受領書を必ず整備しておくこと。

第7 救助の特別基準に関する事項

- 知事は、救助の実施に当たって細則の別表の1救助の程度、方法及び期間によりがたい特別の事情があるときは、厚生大臣と協議して特別基準により実施することができるものとする。
- 市町村長は、知事の委任を受けて実施する救助に際し、細則の別表の1救助の程度、方法及び期間によりがたい特別の事情があるときは、直ちに救助の種類別に次の事項を明らかにした文書をもって申し出ること。ただし、緊急やむを得ない場合はとりあえず口頭、電話又は電信によるものとし、事後すみやかに文書をもって処理すること。
 - 細則の別表の1による実施期間内により難い場合
 - 細則の別表1による実施期間内により難い理由
 - 必要とする救助の実施期間
 - 実施期間の延長を必要とする地域
 - その他必要な事項
 - 障害物の除去対象数の限度により難い場合
 - 基準限度の引き上げを必要とする理由
 - 基準限度の引き上げを必要とする対象数と割合
 - その他必要な事項
 - 避難所の設置季別により難い場合
 - 季別の変更を要する理由とその季別
 - 季別の変更を必要とする地域とその避難所名
 - その他必要な事項
 - 輸送費及び人夫賃の範囲により難い場合

- ア 輸送費及び人夫賃の範囲により難い理由
- イ 輸送費及び人夫賃の範囲に含める必要のある事項及びその実施期間
- ウ その他必要な事項

(5) その他細則の別表1 救助の程度、方法及び期間により難い場合

- ア 基準により難い理由
- イ 特別基準の内容
- ウ その他必要な事項

第8 救助のための事務費に関する事項

1 事務費の範囲

- (1) 事務費は、法による救助を実施するにあたり、必要やむを得ない経費であって救助の実施機関の経費に限ること。
- (2) 事務費は、救助の実施期間内において、救助の事務を行うのに直接必要な経費のほか、救助費の精算の事務を行うのに必要な経費も含むものとする。

2 事務費の対象経費

事務費として認められる経費は、次に掲げるものに限るものとする。

- (1) 時間外勤務手当
職員が応急救助事務に従事した時間外勤務手当（休日勤務手当を含む。）
- (2) 賃金
筆耕等の臨時雇い上げの日当等
- (3) 旅費
職員の被災地及びその地域内相互の指導連絡旅費、関係都道府県又は本省への連絡打合旅費及び救助物資調達旅費
- (4) 消耗品費
文房具及び消耗器材等の購入費
- (5) 燃料費
庁用暖房の灯油等及び自動車燃料等の購入費
- (6) 食糧費
職員に対する炊き出し及び応急救助対策打合会まかない料
- (7) 印刷製本費
被災証明書、公用令書、被害報告等の作成に要する経費
- (8) 光熱水費
電灯料、水道料、ガス代等
- (9) 修繕料
自動車、船舶、自転車等の修理に要する経費
- (10) 使用料及び賃借料
土地、家屋の借上料、船舶、車馬等の借上料及び機械、器具等の借上料等
- (11) 通信運搬費
通信、電話及び郵便料、近距離の交通費等

第9 略

④災害救助法に基づく応急仮設住宅の管理及び処分要領（昭和43年6月25日消第884号・総務部長通知）

災害救助法による応急仮設住宅の管理及び処分については、関係法令及び新潟県災害救助法施行細則によるほかこの要領によって取扱うものとする。

第1 応急仮設住宅の運営管理

- 1 市町村長は、災害救助法による応急仮設住宅（以下「仮設住宅」という。）を設置したときは、常に善良な管理者の注意をもって運営管理に努めること。
- 2 市町村長は、仮設住宅の供与を受けている者の実態を把握し、一般住宅への転居をすすめるとともに特に次の施策の積極的な活用を図り、必要な指導を行うこと。

- (1) 公営住宅法及び住宅、都市整備公団法等による住宅の設置又は優先的入居。
- (2) 住宅金融公庫法及び世帯厚生資金貸付制度等による住宅資金のあっせん。
- (3) 社会福祉施設等への収容

3 市町村長は、仮設住宅の供与期間が満了するまでの間、別紙様式1により仮設住宅現況調査報告書を知事あて提出すること。

第2 応急仮設住宅の処分

1 主旨

災害救助法による供与期間内に救助目的を達した仮設住宅並びに供与期間を経過した仮設住宅の処分について、それぞれ次により処分するものとする。

2 処分方針

- (1) 供与期間内の仮設住宅の処分は、県又は市町村が災害対策又は社会福祉施設の用に供する場合は無償譲渡とし、その他の場合は、適正な価格による有償譲渡とする。

3 供与期間内の仮設住宅の処分の順位

- (1) 県又は市町村が、災害対策又は社会福祉施設の用に供する場合
- (2) 県又は市町村が、公共的施設の用に供する場合
- (3) 当該災害の被災者が住宅建設の用に供する場合
- (4) 一般買受希望者に対する譲渡

4 処分の方法

- (1) 市町村が、災害対策又は社会福祉施設の用に供するため無償譲渡を受けようとする場合には、別紙様式2による仮設住宅無償譲渡申請書を知事に提出するものとする。
- (2) 市町村が公共的施設の用に供するため、有償譲渡を受けようとする場合には、別紙様式3による仮設住宅譲渡申請書を知事に提出するものとする。
- (3) 当該災害の被災者が住宅建設の用に供するため、有償譲渡を受けようとする場合には、別紙様式3に市町村長の副申を添え知事に提出するものとする。
- (4) 一般買受者に対する処分は、県が公告した期日までに、別に定める様式による仮設住宅買受申込書を提出させて行うものとする。

5 公告の方法

一般買受希望者に対し、有償譲渡を行う場合は、県報及び県広報紙に次の事項を公告して、一般に周知させるものとする。

- (1) 譲渡対象仮設住宅の所在、構造及び棟数（戸数）
- (2) 買受申込みの方法、期日及び申込先
- (3) 譲渡の方法
- (4) その他必要な事項

6 処分価格

仮設住宅を有償譲渡する場合には、適正に算定した価格をもって処分価格とするものとする。ただし、売却代金よりも売却に要する経費が高い場合には、一般買受申込者の申込価格等を勘案して別途処分価格を定めることができるものとする。

7 処分の条件

仮設住宅を処分するには、譲渡を受ける者に対し、指定の期日までに全施設を撤去し、跡地を整理することを条件に行うものとする。

8 処分の決定

- (1) 市町村に対する無償譲渡の場合には、その使用目的を確認したうえ、譲渡する仮設住宅の構造及び棟数（戸数）を決定し、その撤去期日を指定して文書で通知するものとする。
- (2) 仮設住宅の有償譲渡は6に掲げる処分価格以上の価格を譲渡価格として申請又は申込みをした市町村若しくは一般買受申込者に決定するものとし、当該譲渡者が多数の場合には抽選により決定するものとする。
- (3) 前項により決定した譲渡者に対しては、譲渡する仮設住宅の構造、棟数（戸数）、譲渡価格、代金の支払方法、仮設住宅の撤去期日、その他必要な事項を記載した決定通知書を交付するものとする。

⑤新潟県災害救助条例による救助の実施について(昭和41年1月20日消第86号・新潟県総務部長通知)

新潟県災害救助条例(昭和39年新潟県条例第77号。以下「条例」という。)及び新潟県災害救助条例施行規則(昭和39年新潟県規則第100号。以下「規則」という。)は、災害救助法(以下「法」という。)が適用されない災害に際して、応急的に必要な救助を行い災害にかかった者の救護を図ることを目的として制定されたものであり、市町村長が当該救助を円滑に実施できるようその実施に要した費用の一部を県が負担するものであるが、条例による救助の実施に当っては、条例及び規則によるほか下記の要領によって取り扱い、円滑な救助の実施に遺憾のないようにされたく通知する。

記

1 救助の実施体制について

条例による救助は、市町村長が実施に当たることとされているので、法に基づく救助に準じてその実施体制を次のとおり確立すること。

(1) 救助計画の樹立

救助計画については災害対策基本法による地域防災計画の一環として策定すること。

(2) 救助組織の確立

災害対策基本法による防災組織の一環として災害救助の組織を確立し、救助の迅速円滑な実施ができるようにすること。

(3) 救助に関する条例、規則の整備

前述(1)の救助計画の実施を図るため、救助に関する市町村条例又は規則を制定整備すること。

2 条例による救助の実施要件について

(1) 災害の認定

ア 条例第2条第1項による災害は、原則として同一原因によるものを単位とする。

ただし、同時又は相接近して異なる原因による災害が発生した場合、これ等の災害を一つの災害とみなしてさしつかえないこと。

イ 条例適用の基礎となる市町村の人口は、地方自治法第254条、同法施行令第176条、177条に規定する人口によるものであること。

ウ 規則第4条に定める災害に該当する場合は、被災地が他の部落から隔絶又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難で、被災地の救助に特殊の補給方法を必要とする場合とする。

(2) 被害の認定

被害の認定は、別に定める災害救助実施要領(昭和41年1月20日消第90号通達。以下「要領」という。)第1の2に準ずるものとする。

3 災害報告について

規則第2条の災害報告は、災害発生後すみやかに電話等により行なうものとし、被害状況が確定したときは、規則の別記第2号様式の別紙3被害状況調べの様式により文書をもって知事に報告すること。

4 救助の程度、方法及び期間について

救助の程度、方法及び期間については、規則の別表に定めるもののほか、要領の該当救助事項に定めるところによるものとする。

5 救助の実施について

規則第6条に定める救助についての協議は、条例第3条又は第6条の救助を実施する場合に行なうものとし、当該災害による救助実施計画に基づき、すみやかに文書をもって行なうこと。

当初協議した救助の種類に変更があったときは、すみやかにその内容及び変更の理由を電話等により協議し、後に文書をもって救助についての変更協議を行なうこと。

6 救助完了報告について

規則第8条の救助完了報告書は、規則第7条による条例の適用について通知があった救助が完了したとき知事に提出するものであること。

7 災害救助費負担金交付申請について

規則第9条による災害救助費負担金交付申請は、当該年度に提出した救助完了報告書にかかる救助に要した費用を一括して行なうものであり、規則の別記第2号様式により当該年度の3月31日までに知事に提出して行なうこと。

II 上越市における災害救助関係例規等

①上越市災害救助条例（昭和46年4月29日条例第4号）

（目的）

第1条 この条例は、災害に際して、上越市が応急的に必要な救助を行い災害にかかった者の保護を図ることを目的とする。

（救助の実施要件）

第2条 この条例による救助（以下「救助」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されない災害であって、次に定める程度の災害が発生した場合で当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

- 一 住家が滅失した世帯数が25以上に達した場合
- 二 前号の基準に達しないが、多数の世帯の住家が滅失し市長が特に必要と認めた場合
- 三 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

2 前項第1号及び第2号に定める住家が滅失した世帯の算定は、住家が半壊し、又は半焼した等著しく損壊した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

（救助の種類等）

第3条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所の設置
- 二 たき出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与
- 四 災害にかかった者の救出
- 五 応急仮設住宅の設置
- 六 災害にかかった住宅の応急修理
- 七 障害物の除去

2 前項第5号、第6号及び第7号の救助については、生活困窮者を対象として行うものとする。

（救助の程度、方法及び期間）

第4条 救助の程度、方法及び期間は、災害救助法施行細則（昭和35年新潟県規則第30号）第5条に定める範囲内において行うものとする。

2 市長が特に必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず、救助の期間を延長して行うことができる。

②上越市災害対策基金条例（平成7年上越市条例第56号）

（設置）

第1条 災害により被害を受けた市民及び災害時相互応援協定締結市町村等への見舞金及び救援物資の支給その他の応急災害対策に要する費用に充てるため、上越市災害対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（処分）

第5条 基金は、その設置目的のため、その全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

③上越市災害対策基金条例の運用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上越市災害対策基金条例（平成7年上越市条例第56号）第5条の規定により基金を処分することができる場合について定めるものとする。

(基金を処分することができる場合)

第2条 基金を処分することができる場合は、次に掲げる費用に充てる場合とする。

- (1) 上越市災害見舞金支給要綱（平成7年7月11日制定）に定めるところにより市民に支給する見舞金
 - (2) 次に掲げる市町村（以下「災害時相互応援協定締結市町村等」という。）へ支給する見舞金
 - ア 災害時相互応援協定締結市町村
 - イ 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた県内の市町村
 - ウ 災害救助法の適用を受けた県外の市町村のうち市長が特に必要と認める市町村
 - (3) 災害により被害を受けた市民及び災害時相互応援協定締結市町村等（以下「被災市民等」という。）への救援物資の支給に要する費用で次に掲げるもの
 - ア 食糧の購入・運搬に要する費用
 - イ 飲料水の購入・運搬に要する費用
 - ウ 衣類の購入・運搬に要する費用
 - エ その他救援物資の購入・運搬に要する費用
 - (4) 被災市民等の救助に要する費用で次に掲げるもの
 - ア 資機材の購入費用
 - イ 医療機器、医薬品等の購入費用
 - ウ ボランティアの食事代等
 - (5) 上越市の区域内における災害応急復旧に要する費用
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める費用
- 2 前項に掲げる費用のうち災害時相互応援協定締結市町村等にかかる費用については、市長が特に必要と認める額の範囲内とする。